

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において、本委員会は、第146回国会に引き続き「財政投融资対象機関の点検」の問題を取り上げ、調査を行ったほか、警察不祥事等の「当面の緊急課題」についても調査を行った。

また、国会法第105条に基づき、会計検査院に対し、第145回国会において本委員会が行った「政府開発援助に関する決議」の実施状況に関する会計検査及びその結果の報告を求める要請を参議院として初めて行った。

以上の調査の結果、警察の信頼回復に関する決議及び会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

今国会における調査テーマを「時間をかけて取り組む必要がある基本的な行政課題に関する事項」である長期的テーマと、「その時々が生じた国民の関心が高い問題のうち本委員会が取り上げるのにふさわしい事項」である短期的テーマに区別し、調査を行うこととした。

長期的テーマについては、第146回国会に引き続き「財政投融资対象機関の点検」の問題を取り上げ、関係省庁の大臣、政務次官、政府参考人及び参考人に対し、首都圏・近畿圏の高速道路の料金体系の見直しの必要性、民間都市開発推進機構に対する行政監察の必要性、補助金を受けた財投機関に対する情報公開と連結決算の義務化、奄美群島の振興開発と沖縄の振興開発の差異、連結決算・投融资損失引当金等石油公団の会計処理基準の見直し、旧海外経済協力基金におけるODA資金詐欺事件の概要と経緯、倒産法制を公法人に適用する可能性、債務超過の日本下水道事業団、年金福祉事業団及び本州四国連絡橋公団の事業存続の見通し、東京湾アクアラインにおける交通量の計画と実績とがかい離した理由、財投機関債を発行できない機関の資金調達方法、特殊法人に対する外部監査導入とディスクロージャーの進め方等の諸問題について質疑を行った。

また、3月27日、参考人として作家猪瀬直樹君、東洋大学経済学部教授松原聡君及び野村総合研究所研究理事富田俊基君を招き、意見を聴取した後、特殊法人改革の流れ、財投機関の現状に対する評価、財投改革3法案に対する評価、特殊法人情報公開検討委員会における財投機関の情報公開の検討状況、諸外国の会計検査院と我が国の会計検査院の在り方等の諸問題について質疑を行った。

さらに、4月24日には、浦安市の簡易保険福祉事業団の加入者福祉施設及び与野市のさいたま新都心における都市基盤整備公団等の施設を視察し、関係者との懇談を行った。

短期的テーマである「当面の緊急課題」については、警察不祥事を中心に調査を行った。

まず、最近の行政監察活動実績の概要について統総務庁長官から、警察行政に関する問

題について警察庁から、それぞれ説明を聴取した。

警察行政に関する問題について、保利国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し、京都府警及び新潟県警における一連の不祥事に対する警察庁長官の認識、外部の第三者からなる独立した監査監察組織の必要性、国家公安委員会の充実強化の必要性、新潟女性監禁事件の被害者への支援・保護策、警察不祥事の原因となっているキャリア優先の人事制度の改善、千葉県船橋東署の女性暴行事件の事実関係、新潟県警交通違反もみ消し事件の事実関係、兵庫県龍野市におけるストーカー殺人事件における警察庁の調査状況、警察不祥事の再発防止策、全警察署にストーカー犯罪等の被害者相談担当として女性警察官を配置する必要性、桶川女子大生殺害事件をめぐる調査報告書における事実関係の真偽等の諸問題について質疑を行った。

その結果、5月22日、最近の相次ぐ不祥事に多くの国民は警察に対して不安と不信を募らせているとして、政府に対して、国民に開かれた組織の確立、地域住民の相談に応える体制の整備、公安委員会の機能の向上、監察機能の充実強化、警察幹部の人事制度の改善、教養・教育制度の刷新・充実等を内容とする**警察の信頼回復に関する決議**を全会一致で行った。

このほか、HⅡロケット及びミューVロケットの打上げ失敗の原因と関係各機関の責任、労災病院の経営効率の改善、政策評価に関する政府の取組状況、海上自衛隊の管制システム開発におけるオウム真理教関係者の関与と情報漏えい、高速増殖炉の経済性と核燃料サイクル完成の見通し、護衛艦「さわぎり」艦内における自衛官自殺事件の真相等の諸問題について質疑を行った。

また、3月27日には、国会法第105条に基づき、会計検査院に対し、外務省、国際協力銀行及び国際協力事業団に関し、本委員会が第145回国会において行った「政府開発援助に関する決議」のうち、「被援助国の実情に即した国別援助計画の作成」等5項目の実施状況に関する会計検査及びその結果の報告を求める要請の議決を全会一致で行った。さらに、5月22日には、会計検査院が国会の検査要請に十分応じられるよう、会計検査院及び政府に対して、**会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議**を全会一致で行った。

(2) 委員会経過

○平成12年2月21日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 最近の行政監察活動実績の概要に関する件について統総務庁長官から説明を聴いた。
- 警察行政に関する問題に関する件について政府参考人から説明を聴いた。

○平成12年3月6日（月）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 最近の行政監察活動実績の概要に関する件及び警察行政に関する問題に関する件について松谷内閣官房副長官、山本法務政務次官、大野厚生政務次官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官、岸田建設政務次官、斉藤科学技術政務次官、河村文部政務次官、政府参考人、参考人阪神高速道路公団理事有川正治君、首都高速道路公団理事小鷲茂君及び労働福祉事業団理事長若林之矩君に対し質疑を行った。

○平成12年3月13日（月）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 最近の行政監察活動実績の概要に関する件及び警察行政に関する問題に関する件について保利国家公安委員会委員長、中曽根国務大臣、持永総務政務次官、細田通商産業政務次官、金子会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月27日（月）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政投融资対象機関の点検に関する件について参考人作家猪瀬直樹君、東洋大学経済学部教授松原聡君及び野村総合研究所研究理事富田俊基君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月3日（月）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 最近の行政監察活動実績の概要に関する件について続総務庁長官から説明を聴いた。
- 財政投融资対象機関の点検等に関する件について続総務庁長官、保利国家公安委員会委員長、瓦防衛庁長官、松谷内閣官房副長官、斉藤科学技術政務次官、河村文部政務次官、岸田建設政務次官、政府参考人、参考人宇宙開発事業団理事石井敏弘君及び奄美群島振興開発基金理事長岩切哲朗君に対し質疑を行った。

○平成12年4月17日（月）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政投融资対象機関の点検等に関する件について保利国家公安委員会委員長、岸田建設政務次官、政府参考人、参考人石油公団総裁鎌田吉郎君及び国際協力銀行理事林康夫君に対し質疑を行った。

○平成12年5月8日（月）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政投融资対象機関の点検等に関する件について統総務庁長官、瓦防衛庁長官、柳本環境政務次官、政府参考人、参考人日本中央競馬会理事長高橋政行君及び石油公団総裁鎌田吉郎君に対し質疑を行った。

○平成12年5月15日（月）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政投融资対象機関の点検等に関する件について玉沢農林水産大臣、統総務庁長官、清水環境庁長官、瓦防衛庁長官、依田防衛政務次官、政府参考人、参考人日本中央競馬会理事長高橋政行君、石油公団理事鵜田勝彦君及び同公団総裁鎌田吉郎君に対し質疑を行った。

○平成12年5月22日（月）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政投融资対象機関の点検等に関する件について保利国家公安委員会委員長、中山建設大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 警察の信頼回復に関する決議を行った。
- 会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議を行った。

○平成12年5月29日（月）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査について決定した。
- 委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

——警察の信頼回復に関する決議——

警察は、国民の生命・身体・財産や社会の安全を守る重要な責務を負っているにもかかわらず、最近の相次ぐ不祥事に多くの国民は警察に対して不安と不信を募らせており、その責任はまことに大きいものがある。

こうした不祥事には、一般の警察職員だけでなく、県警本部長などの最高幹部がかかわったケースもあり、また、国民からの相談への不適切な対応や情報の隠蔽など、警察としてあってはならない事実も明らかにされている。

これらは、警察組織の身内意識や閉鎖性等に起因し、また、警察を管理する公安委員会、警察の内部監察が十分機能しなかったとの指摘もあり、極めて憂慮すべき事態である。

よって政府は、不祥事の再発防止と警察に対する国民の信頼回復を図るため、国民に開かれた組織の確立、地域住民の相談に応える体制の整備、社会変化に即応した捜査体制の整備、公安委員会の機能の向上、監察機能の充実強化、警察幹部の人事制度の改善、教養・教育制度の刷新・充実について速やかに検討し、実施すべきである。あわせて、第一線において職務に精励している警察職員の士気の向上に配慮すべきである。

右決議する。

——会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議——

本委員会は、平成12年3月27日、国会法第105条に基づき、会計検査院に対し、外務省、国際協力銀行及び国際協力事業団に関し、本委員会が第145回国会において行った「政府開発援助に関する決議」のうち、「被援助国の実情に即した国別援助計画の作成」等5項目の実施状況について会計検査を行い、その結果を本委員会に報告するよう要請を行った。

この要請を受けて、会計検査院においては、同日付けで検査を実施してその結果を報告する旨の回答を行い、現在鋭意検査を実施しているところである。

国会が国民の負託に応え、行政の監視機能を十分に発揮するためには、今後、会計検査院との連携を強化し、会計検査院が有する専門的な検査能力を大いに活用することが必要であると考ええる。

ついては、会計検査院は、国会の検査要請に十分応じられるよう予算、人員等検査体制の充実強化に努めるとともに、政府においても、これに十分配慮する必要がある。

右決議する。